

第 1 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 1 月 25 日 (木) 13 時 30 分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館 3 階 会議室 2

3. 出席委員 12 人

会長 1 番 内海 武博

会長職務代理者 2 番 作田 博 3 番 折元 文則

4 番 日南田貴美 5 番 宮丸 和也 6 番 安井 弘之

7 番 鈴木 義昭 9 番 島津 健治 10 番 上野 悟

11 番 桜井 陽子 12 番 得納 逸二 13 番 立石 浩一

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 8 番 石井 裕士 14 番 兼国 幸秀

5. 議事録署名委員の指名 3 番 折元 文則 4 番 日南田貴美

6. 議事日程

第 1 付議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (6 件 25 筆)

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (1 件 1 筆)

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件 4 筆)

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地
利用集積計画について (利用権設定)

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業
の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積
計画について (一括方式)

第 2 報告事項

(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(2) 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について (4 件 4 筆)

(4) 非農地通知について

(5) 農地の売買実例価格について

(6) 農業相談について

第 3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容 (議長 1 番 内海 武博) (開会 13 時 34 分)

事務局 総会を開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 はい、それでは第 1 回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は 14 人で、本日の出席委員は 11 人です。欠席の報告が 8 番石井委員さん、14 番兼国委員さんよりありました。次に途中退席という形で 7 番 鈴木委員さんが 3 時前に退席をとという申し入れがありました。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会議事録署名者は、3 番折元文則委員さん、4 番日南田貴美委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項 (1) 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項 (1) 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 4 件

(付議事項)

議長 続きまして付議事項に入ります。推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますのでよろしくお願いします。また、報告が終わられた推進委員の方には、お帰りいただくこととします。よろしくお願いいたします。

(議案第 1 号)

議長 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」6 件 25 筆を議題といたします。一件目については 委員さんが関係者となられるため、退席をしていただく様、願をいたします。

(委員退席 13 時 39 分)

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

(議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由 (渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■	(渡) 農業後継者がいないため。 (受) 法人で利用権設定をして耕作中だが、所有権を得て安定した経営を行うため。 (譲受人が耕作人のため、利用権合意解約不要)	村田 宮迫 柳島	田 2 筆	7,566 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住し、高齢、心不全で耕作困難となり、農業後継者もないため。 (受) 経営規模を拡大するため。	正迫 亀田 折重	畑 2 筆 田 10 筆	12,989 m ²

■■■■■	■■■■■	(渡) 農業後継者もいない。高齢で耕作困難で耕作者に譲渡する。 (受) 規模拡大をしたいと考えており、現在も利用権設定をして耕作している。(譲受人が耕作人のため、利用権合意解約不要)	勝見 黒木啓 藤高	田 1 筆	1,392 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 相続により農地を取得したが、経営農地と離れているため。 (受) 贈与を受け、営農するため。	下原 山口 後藤	畑 2 筆	395 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 相続により農地を取得したが、経営農地と離れているため。 (受) 経営規模を拡大するため。	下原 山口 後藤	畑 2 筆 田 5 筆	8,599 m ²
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住し、高齢、心不全で耕作困難となり、農業後継者もいないため。 (受) 自宅に近いので、譲受け耕作するため。	正迫 亀田 折重	畑 1 筆	706 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について村田委員さんより報告をお願いします。

村田委員 はい、失礼します。1 月 19 日に、現地調査を宮迫委員、柳島委員、3 名で確認いたしました。申請書通りとなっておりますので、特に問題ないかと思えます。以上、確認した事を報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 ■■■■委員さんの入室を求めます。 (■■■■委員入室 13 時 42 分)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目について正迫委員さんより報告をお願いします。

正迫委員 失礼します。1 月の 17 日に私と、亀田委員、折重委員と 3 人によりまして、16 時、4 時ぐらいから現地確認させていただきました。現状は水田ということで異常はありませんでした。荒起しをされている状態で写真の通りです。

その他気になる点はありません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目について朗読説明。)

議長 はい、3 件目について勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員 はい。先週の日曜日 21 日に黒木委員と藤高委員と 3 名で現地を確認いたしました。説明がありました様に、現在も利用権設定をして耕作をされておりますので、特に問題はございません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 4 件目及び 5 件目について朗読説明。)

議長 はい、4 件目から 5 件目について下原委員さんより報告をお願いします。

下原委員 はい、それでは報告いたします。まず、[]の方なのですが、[]は[]の[]で、3 年前[]の[]より[]と共に U ターンされ、営農されています。農地の現状について、[]の居宅裏の町道[]に隣接している 2 筆ですが、現状ではほとんど段差がない 1 枚になっています。作付け野菜は葉物が少しあり、畑の中を含め周囲の草刈もなされています。その他気になる点はございません。次に、[]の件です。[]の話によりますと[]、[]両氏から購入依頼により応じたとのことです。農地の現状について、[]当地は県道[]と町道[]に隣接し、北側は[]があります。この農地は[]が耕作していましたが、現状では 3 分の 2 程度が荒起しがなされ、周囲の草刈も管理して、なされています。水利権は[]にある、[]になります。[]には当該地の管理作業を、年 5 回実施しているので、参加協力を要請し

てあります。■■■■と■■■は、■■■■が耕作していましたが、日常的に雑草が生え、管理が不十分でしたが、現状では田の中の雑草は刈り取られ、一部、荒起しまでしてあります。周囲の草刈はなされておられません。■■■■と■■■の畑は■■■■が熱心に野菜作りをされ、■■■■に出荷されておりました。昨年亡くなってからは草が覆い茂った状態です。■■■■及び■■■については、■■■■が耕作しておられました。現状では荒起しまでしてありますが、田の周囲の草刈管理はされていません。町道■■■■及び■■■■に隣接しており、■■■■を挟んで反対側には、私の圃場がありますので、当該路線沿い一部畦畔があるんですが、この草刈管理については、私が実施しております。その他気になる点はありません。それと、■■■■が、元持っておられた■■■■の家及び駄屋、物置、この部分についても、一括して購入という話になっている様で、■■■■に確認したところ、更地にして買うということで、解体・片付け等で大体■■■■を要すということで、なかなか思い切った決断だと思っております。以上でございます。

議長 はい、すみません。1月何日に行っていましたか？

下原委員 1月21日の13時半から14時半です。

議長 ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により6件目について朗読説明。)

議長 はい、6件目について正迫委員さんより報告をお願いします。

正迫委員 はい、去る1月17日に、私と亀田委員・折重委員の3人で16時、4時くらいから現地の方に、調査しに伺いました。写真にもあります通り、きれいに草刈等、管理されており、特に気になる点はございませんでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。
(立石委員入室)

(議案第2号)

議長 続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
(1件1筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 36 ページをご覧ください。議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」) の内容

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	種別等
■■■■■	田 1 筆 96 m ²	農業用倉庫	榎奥 原田 黒木清	第 1 種農地 農用地区域用途区分変更 (R5.7.24)

こちらにつきましては、農振の農用地区域から用途区分の変更をされた農地です。ありますので、広島県農業会議への意見聴取案件となります。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について榎奥委員さんより報告をお願いします。

榎奥委員 はい、1 月 17 日黒木委員・原田委員と 3 人で現地調査を行いました。農業用倉庫ということで、現況ほぼ変わりなく実施される予定になっております。特に問題ない様に 3 人の意見がございました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。また、1 件目につきましては広島県農業会議へ、意見聴取いたします。

(議案第 3 号)

議長 続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(2 件 4 筆) を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 47 ページをご覧ください。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」) の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	畑 1 筆 1,880 m ²	太陽光発電設備	榎奥 黒木清 原田	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.10.30)

(所有権移転)		田 3 筆 2,221 m²	太陽光発電設備	小池栄 小池要 松田	第 2 種農地 農用地区域外
---	---	--------------------------------------	----------------	---------------------------	---------------------------

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について榎奥委員さんより報告をお願いします。

榎奥委員 はい。失礼します。1 月 17 日、黒木委員・原田委員と 3 人で現地調査を行いました。太陽光発電ということで、ほぼ現況のまま、中をフェンスで囲まれるということであったんですが、土地については、現況のまま利用されるようです。ただ 1 点、法面がちょっと崩壊しとるところが現況で残ったまま使用されるようになっております。この点について事務局に問い合わせをしたんですが、事故あるときは早急に対応する。また管理については草刈等の管理をするという項目が、申請書の中に記載されておりましたので、最後になりますが、そこを最終的にもう一遍確認を取っていただいて行ってほしいというのが 3 人の意見でございます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ちょっと、事務局から今の壊れたところの補足をしてもらえませんか。

事務局 はい、議案集ですと 52 ページをご覧くださいと思うんですが、こちらの方が、配置図となっております。青いラインのところ、土地の境界の線になりまして、赤いラインがフェンスのラインとなっております。フェンスにつきましては基本、その被災しているところを除いた部分ということで組み込んであるのがまず一つと、一旦 51 ページのところ、被害防除措置計画書というところで、一番下に書かせていただいている、その他の部分でですね、土砂の流出、排水等による被害が発生した場合には速やかに対応して、転用後の管理、畔を含めた管理はどうなるのかということを確認させていただいたところ、管理は別会社と委託契約して、法面を含め年 2 回から 3 回の草刈りを実施するということで確認の方させていただいております。以上です。

議長 ありがとうございます。

議長 他に質問ありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目について小池栄治委員さんより報告をお願いします。

小池栄委員 はい、1 月 16 日の 9 時 30 分に現地調査委員の 3 名で現地確認をしまし

た。申請地は現状のまま使用し、土地の造成・整地はしない予定です。土砂の流出防除については、特に影響を生じる恐れがないので現状のまま使用します。周辺農地の日照や通風等については、特に影響がないので防除措置はしません。用水は必要としません。雨水は隣接している水路に放流します。汚水は発生しません。なお、周辺への安全対策として、申請を全てフェンスで囲み、法面を含め年2回から3回の草刈りを実施します。以上確認した事を報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第4号)

議長 続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。この件について世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。世羅町産業振興課産業振興係の年宗でございます。よろしくお願いたします。それでは、別冊議案第4号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」説明いたします。2ページをお開きください。(以下1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明)

甲 山地区	39筆	61,909㎡	世羅地区	24筆	34,191㎡
世羅西地区	15筆	34,589㎡	合 計	78筆	130,689㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第5号)

議長 続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。続きまして、別冊議案第5号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」農地中間管理機構を通した契約の集積となります。2ページをお開きください。（以下1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画（一括方式の集計を概略説明）

甲山地区 5筆 9,183㎡ 世羅地区 12筆 16,203㎡

世羅西地区 42筆 75,509㎡ 合 計 59筆 100,895㎡

理由につきましては、管理者が高齢や遠方で管理が難しいというものでございます。以上でございます。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長、よろしくお願いします。

（議長交代 2番 作田 博）

（14時11分）

（報告事項）

議長 はい、それでは報告事項（1）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（2）「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（2）「農地法第3条の3の規定による届出書について」 5件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（3）「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（3）「非農地証明申請について」 4件4筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（4）「非農地通知について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（4）「非農地通知について」

令和5年12月27日付非農地通知

筆数	面積（登記面積）
2,717筆	1,330,221.21㎡

農地が現状、耕作できる状態、肥培管理等されている状態になりましたら、また、再度、農地台帳へ登録する。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（5）「農地の売買実例価格について」事務局より報告を求めます。

事務局

報告事項（５）「農地の売買実例価格について」

農地法第３条申請許可分平均売買価格（令和４年）

10aあたり

地目	件数	有償のみ		無償含む	
		価格	割合	価格	割合
田	19 件	234,868 円	68.4%	160,699 円	31.6%
畑	7 件	158,676 円	57.1%	91,004 円	42.9%

議長

事務局からの説明が終わりました。

議長

それでは、報告事項（６）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局

報告事項（６）「農業相談について」 ５件

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長

はい、それでは、連絡事項（１）「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局

「今後の日程」連絡。

議長

はい、そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

・「能登半島地震義援金」の募集について

議長

いま、事務局から説明がありましたが、何かご意見がありましたらお受けいたしますが、どうですか。 （全員賛成）

議長

全員賛成ということでよろしいですか。

議長

ということで、事務局お願いします。

議長

それでは皆さんの方から何かありますか。

議長

はい、どうぞ、５番委員さん。

５ 番

５ 番宮丸です。農業委員として知っておいたら良いのかというのを教えてほしい。

非農地通知書について２点質問。

概略

１点目 所有者が死亡している場合の対応について

２点目 非農地通知後の課税について

議長

はい、すみません。事務局お願いします。

事務局

事務局回答。

１点目 代表相続人になられるであろうという方に送付。

２点目 基本的に税金の部分は農地ではなくなるため違う課税地目になってくる。税の地目については課税側の方で判断するものになるため農業委員会の方としては、何になるかというところは、厳密にはお伝えできない。非農地通知したことにつきましては、各関係機関へ、法務局も含め県の就農支援課、産業振興課、世羅郡農業再生協議会、税務課の方へ、情報提供している。

議長

よろしいでしょうか。

５ 番

はい、分かりました。ありがとうございました。

議長

その他何かありますか。

議長 はいどうぞ、4 番委員さん。

4 番 概略：推進委員の報告で、具体的な個人情報を報告されたことに對し疑問に感じた。現地を見る、確認をしていただくだけで良いのではないかと思った。個々の発言というのは、個人情報ということも考えながら、お互い発言しないといけないと感じた。

議長 はい、それでは事務局、何か。

事務局 概略：現地確認委員さんの報告関係については、3条・4条・5条の関係については、報告の参考例を送付している。再度、個人情報、コンプライアンス関係等含めて研修会等で話をする。または、非農地のような形で報告書をいただくようにするのかというところの整理が、一旦必要と考える。広島県農業会議へ運用について確認し、事務局を含め役員会等で協議したい。

議長 よろしいですか。

4 番 やはり責任ある役を私たちがしているので、お互いに、個人情報というのは、大切にされた方が良いということをやっぱり、徹底した方が良くかなと思ったので、発言しました。ありがとうございました。

会長 先ほど事務局から話がありました様に、何か役員会で話をしながら、今後勉強会も出来ればいいかなと感じました。

議長 はい、すみません。地域計画について、タイムスケジュール等の説明が、再度、産業振興課の方からあります。よろしくお願いします。

産業振興課 地域計画スケジュール・意向調査について説明。

議長 他にありますか。

議長 よろしいですか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第1回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 15 時 10 分)

